

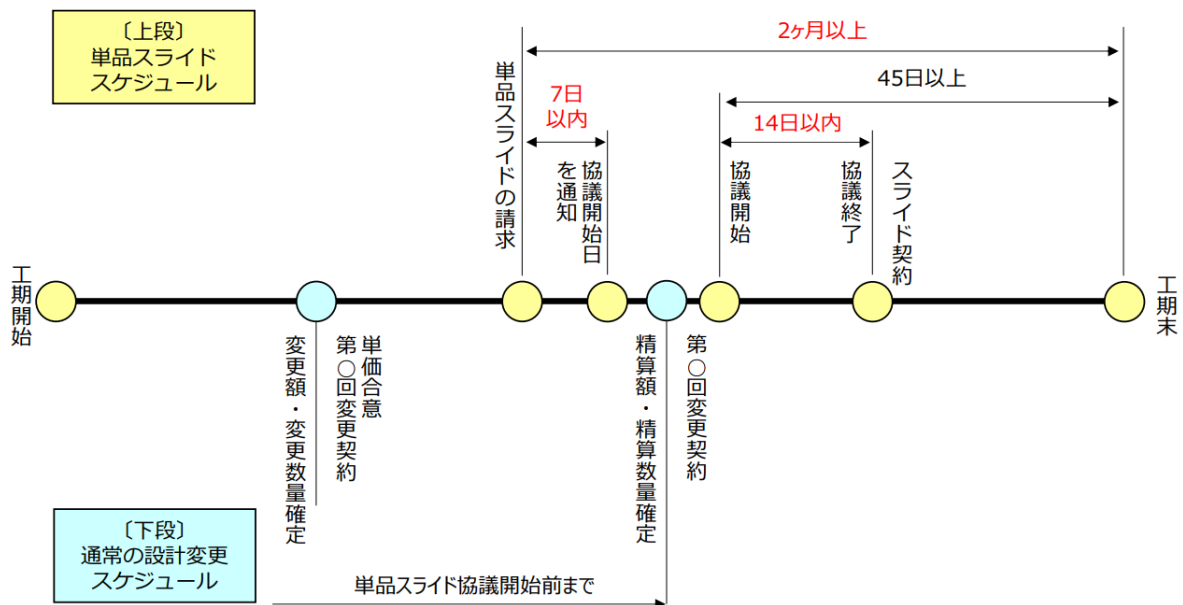
単品スライド条項に基づく契約変更について

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となった場合は、愛知中部水道企業団工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づき、物価の変動に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

留意点

- 1 契約変更の手続きを希望する際は、工期末の 2 ヶ月前（工期末が 2 月 15 日以降の場合は 12 月 15 日）までに様式 1、2 により請求してください。
- 2 請求時には、単価の変動及び上昇額が分かる資料を添付してください。
- 3 請求を受けてから 7 日以内に変更金額の協議開始日を通知します。
- 4 協議開始日は、原則、「工期末から 45 日前の日」であり、工期が短い工事、天候不順や同調工事の遅れなど理由が明確でない限り「45 日前」を「15 日前」とすることはできません。
- 5 変更金額の算出にあたっては、愛知中部水道企業団工事請負契約約款に基づく契約を対象とします。

<単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)>



※国土交通省「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド額)運用マニュアル(案)」より抜粋

対象品目及び材料

●水道工事における品目類の分類

品目類	材料名
鋼材類	鋳鉄直管、鋳鉄異形管（仕切弁類を含む）
コンクリート類	コンクリート BOX 類
アスファルト類	アスファルト混合物
その他工事材料	HPP 直管、HPP 曲管（仕切弁類を含む）、PP

※工事概要により対象となりうる材料もあるため、その場合は工事担当課と協議してください。